

名古屋市社会福祉協議会

第3次経営戦略計画

計画期間 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）



マスコットキャラクター
「な～や」

はじめに

名古屋市社会福祉協議会では、平成23年5月に「名古屋市社会福祉協議会経営戦略計画」、平成27年4月に「名古屋市社会福祉協議会第2次経営戦略計画」を策定し、組織の基盤強化と地域福祉の推進に努めてきました。

その間、本会の地域福祉推進計画と名古屋市の地域福祉計画の一体的策定や、他法人とのコンソーシアムによる事業展開、障害者差別相談センター等の新たな事業の受託、事務事業のPDCAサイクルの確立、職員の専門性の強化等、一定の成果をあげてきました。

一方、国では平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されて以降、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みや「働き方改革」に関する取り組みが精力的に行われ、平成29年5月に社会福祉法が改正され、平成30年6月には「働き方改革関連法」が成立しました。これ以降も、これらに関連した検討会が設置され、引き続き議論されています。

また、国際的には、平成27年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsの「誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向け、日本国内でも行政や企業、各種団体がさまざまな取り組みを行っています。

こうした中、本会は社会福祉法に定められた地域福祉を推進する公共性の高い団体として、これまでの取り組みに加え、いわゆる8050問題や住宅確保要配慮者の問題といった新たな社会的な課題への対応が求められ、これらを進めていくためには組織の基盤強化が必要不可欠な状況になっています。

これらの地域福祉の推進と組織の基盤強化を計画的かつ効率的・効果的に進めるため、本会を取り巻く環境や前計画の実施状況等をふまえ本計画を策定することとなりました。

今後5年間、本計画にもとづき、本会の使命である「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」を目指し、職員が一丸となって、「地域共生社会」に向けたさらなる地域福祉の推進と、働き方改革への対応や財政基盤の強化等の組織の基盤強化を図っていく所存です。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきましたお二人の外部委員並びに貴重なご意見や提言を寄せてくださいました多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長 河内 尚 明

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 経緯	1
2 計画策定時の現状と背景	2
3 計画の性格と他計画との関係	11

第2章 計画の目指すもの

1 計画の体系	12
2 事業展開の考え方	14

第3章 経営戦略の展開

戦略1 地域のあらゆるニーズと社会的課題に応える事業展開 ...	16
戦略2 協議会機能の発揮による連携・協働	22
戦略3 人材の確保・育成と職務環境の整備	26
戦略4 組織の強化と効率的な組織運営	30
戦略5 安定的な財政運営	34

第4章 計画の推進及び進行管理・評価

37

参考資料

38

第1章 計画策定の趣旨

1 経緯

名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、昭和26年の設立以来、社会福祉法に定める地域福祉の中核的な団体として、地域住民や区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）、社会福祉法人をはじめとした様々な社会福祉事業者、行政、関係機関・団体、企業等と連携・協働し、地域福祉を推進してきました。

平成15年度には、名古屋市の外郭団体改革の一環として「第1次経営改善計画」、平成18年度には「第2次経営改善計画」を策定し、経営改善に努めてきました。

それ以降、平成22年度末には、本会は「名古屋市外郭団体改革推進要綱」上の外郭団体から外れ、また、指定管理者制度や委託事業において競争性のある契約方式が導入される等、本会を取り巻く環境が大きく変化してきました。民間組織としてより一層、自主自立するとともに、行政とのパートナーシップを確立することにより、引き続き地域福祉を推進することが求められることとなりました。

このような状況の中、これまで「経営戦略計画」（平成23～26年度）及び「第2次経営戦略計画」（平成27～31年度）を策定し、自主的な経営の改善・改革に取り組んできました。

また、本会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する公共性の高い団体として、これまで取り組んできた地域福祉の推進に加え、「地域共生社会」の実現等の新たな社会的な課題に対する取り組みが求められます。

そのためには、職員一人ひとりがやりがいを持って働ける仕組みづくりや、適切な財政管理及び経営状況の分析を行い、限られた経営資源（人材や財源等）を効果的・効率的に投入することが必要であるとともに、組織を計画的かつ持続的・安定的に運営していく必要があります。

よって、前計画の策定以降の社会的動向や本会を取り巻く環境の変化、前計画の実施状況等を踏まえ、「第3次経営戦略計画」を策定しました。

2 計画策定時の現状と背景

本計画は、本会を取り巻く環境を次のとおりとらえ、その状況を踏まえ策定しました。

(1) 外部環境

ア 地域社会の状況

少子高齢社会・人口減少社会が進行する中、地域における人間関係は希薄化し、社会的孤立や生活困窮等の問題が顕在化するとともに、地域で福祉課題・生活課題を解決する地域力が弱まっています。

また、核家族世帯や共働き世帯、単身世帯の増加等による家族構成の変化や晩婚化・晩産化等を背景に、老老介護の問題、介護と育児を抱えるダブルケアの問題、身寄りのない方が亡くなった後の問題、障がい分野の親なき後の問題、高齢の親と働いていない50歳代の子の同居世帯（いわゆる8050）の問題、増加する外国人が直面する福祉課題・生活課題等、既存の分野別の制度やサービスの枠組みだけでは対応が困難な複合的な問題が増えています。

イ 国の主な動向

(地域共生社会の関連)

平成27年9月に厚生労働省から「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が発表され「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築が示されました。

平成28年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が示されました。

同年7月、厚生労働省に「地域共生社会」の実現に向け「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」で議論が進められました。平成29年2月には同本部から「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」が公表され、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換等が示されました。

これらを経て、平成29年5月に社会福祉法改正法案が可決・成立し、改正後の社会福祉法に「地域共生社会」の実現に向けた内容が盛り込まれました。

平成30年10月には、厚生労働省に「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」が設置され、プロジェクトチーム「地域共生タスクフォース」で包括的な支援体制の整備等の検討が進められました。

平成31年4月には、厚生労働省に「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」

が設置され、複数の社会福祉法人による新たな連携法人制度の創設等が検討され、令和元年12月に公表された検討会の報告書の中では「社会福祉法人の連携の中核として社会福祉協議会を積極的に活用することが重要である」とされています。

同年5月には、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」が設置され、同年12月に公表された最終とりまとめでは、包括的な支援体制の構築を推進するためには、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが必要とされました。

(働き方改革の関連)

働き方改革の関係に目を向けると、前述の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で「働き方改革」の方向性や女性活躍の取り組み等が示されました。

平成28年9月から内閣総理大臣を議長とした「働き方改革実現会議」が開催され、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が示されました。その中には、2026年度までを見据えた「10年先の未来を見据えたロードマップ」が盛り込まれました。

このような経過を経て、平成30年6月に「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月から、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得等が順次施行されています。

ウ 名古屋市の主な動向

平成27年8月に生活困窮者自立支援法に基づき「仕事・暮らし自立サポートセンター」が市内3カ所に設置され、生活困窮者支援を通じた地域づくりが進められています。

平成28年6月からは、介護保険制度の改正に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、生活支援サービスの充実や地域支えあい事業が実施されています。

また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を受け、同年8月に「障害者差別相談センター」が開所しました。

令和元年10月には、市政を総合的かつ計画的に運営していくための「名古屋市総合計画2023」が策定され、令和2年3月には「なごやか地域福祉2015」の次期計画として「なごやか地域福祉2020」が策定されました。

「なごやか地域福祉2020」の策定にあたっては、平成30年8月から策定作業が始まり、平成31年4月に包括的な相談支援体制を構築するための「地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制整備に向けた調査事業」が実施されました。

令和2年3月には成年後見制度の利用促進に関する基本計画である「名古屋市成年後見制度利用促進計画」が策定されました。同計画は、「なごやか地域福祉2020との整合性を図り、連携した取り組みを進める」とされています。

また、「成年後見あんしんセンター」が、地域連携ネットワーク全体のコーディネート及び成年後見制度の利用促進に取り組む「中核機関」として位置づけられました。

令和2年度には、認知症の人と家族をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまちの実現を目指した条例が制定される予定です。名古屋市及び市民等が一体となって認知症に関する施策を総合的に推進することとなります。

エ 全国社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会の主な動向

平成29年5月に全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）から「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」が公表され、平成30年3月の一部改定により、「地域共生社会」の実現に向けた社協実践の着実な推進が改めて盛り込まれました。

令和元年度中に策定が予定されている「全社協 福祉ビジョン2020」では、「地域共生社会」と「SDGs」^{注1}の実現に向け、福祉組織・関係者が目指す社会を「ともに生きる豊かな地域社会」としています。

同ビジョンでは、社協は本来の役割として「協議会（連絡調整）」であることを改めて認識する必要があるとともに、「連携・協働する拠点」（プラットフォーム）になることを目指すこと、災害への備えとして、「災害福祉支援センター（仮称）」の設置や「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化等が盛り込まれました。

なお、近年、地震や台風、局地的大雨による自然災害が全国各地でたびたび発生し、災害ボランティアセンターの役割が高まっている中、全国組織の強みを活かした職員のブロック派遣等により被災地域の復興に寄与しています。

また、近年、指定都市社協の中では、法人運営事務の負担軽減や財政状況等により、法人格を持つ区社協を市社協に統合する動きが見られます。

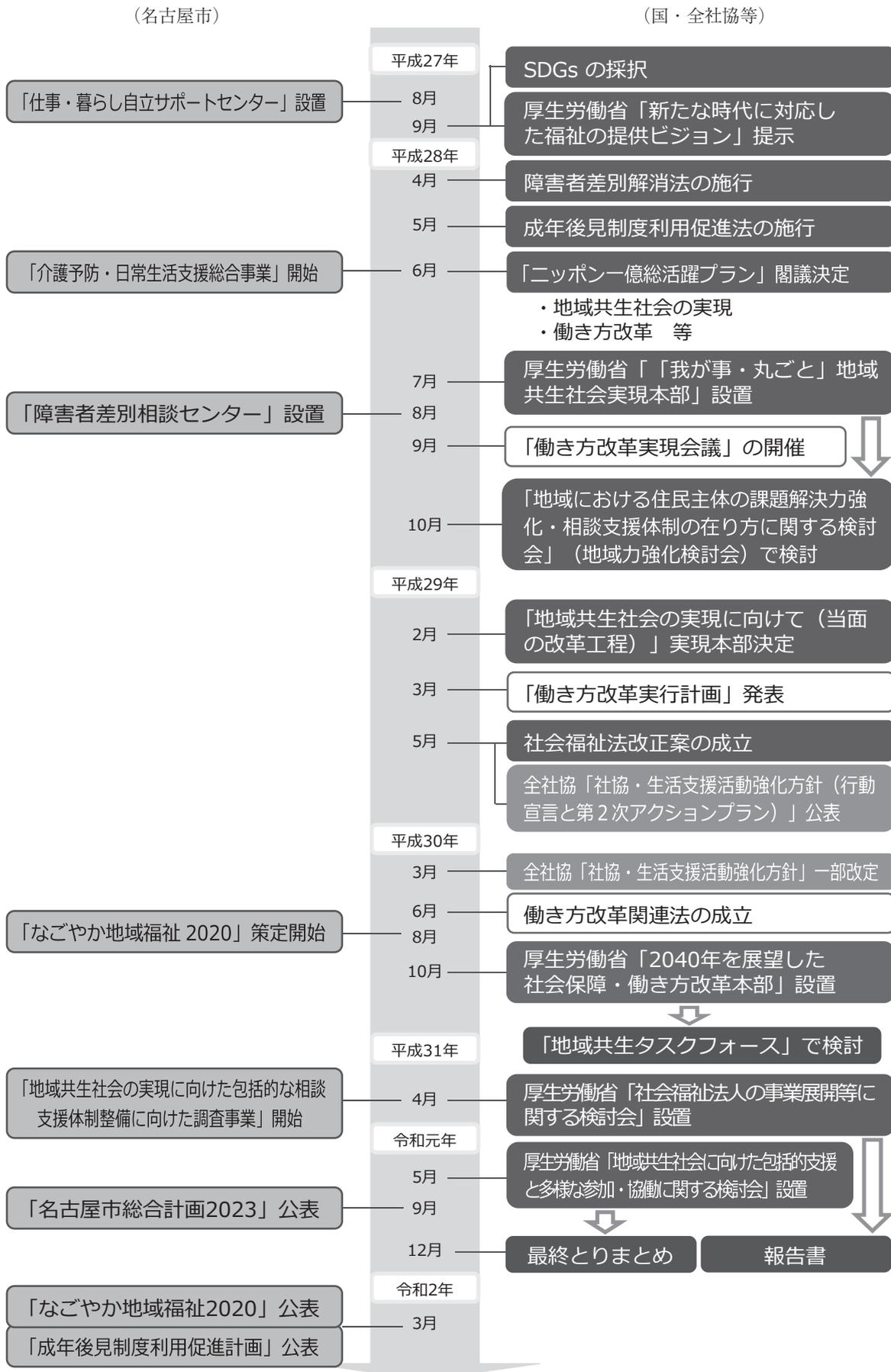
オ 国際的な動向

世界的な動きに目を向けると、平成27年にSDGs^{注1}が採択されました。SDGsには、「あらゆる年齢のすべてに人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」（目標3）等の17の目標が設定されており、行政を始めさまざまな企業や団体がその達成に向け取り組んでいます。

注1：SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、誰一人として取り残さないことを誓っている。

■国・全社協等及び名古屋市の主な動向



(2) 内部環境

ア 本会及び区社協の事業展開

平成28年4月に、本会は市内の社会福祉法人が協働して既存の制度やサービスでは解決できない課題解決を目指す「なごや・よりどころサポート事業」を開始しました。同年8月には、「障害者差別相談センター」を名古屋市から受託し、障がい者差別に関する相談を受け、障がい者と事業者が建設的な話し合いができるよう調整し問題の解決等を図っています。

平成29年3月には、採算性等の観点から「東部認定調査センター」の受託及び「地域密着型サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」を終了しました。

平成29年11月に区社協へ提示した「第4次地域福祉活動計画策定指針」では、本会の「今後の社協のあり方検討委員会」（平成26年5月）における「10年後、20年後の本会及び区社協の姿」の考え方を継承し、2025年までに目指す本会及び区社協の姿を「『あらゆる相談』を受け止め、解決に向けて行動する社協」としました。

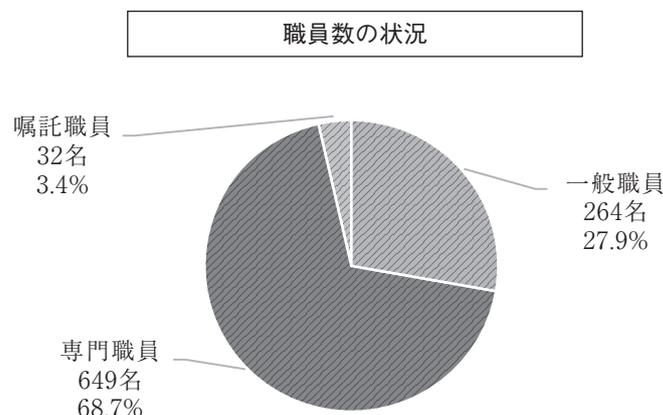
また、本会の「第6次地域福祉推進計画」は、前計画と同様、行政計画である「第3期地域福祉計画」と一体的に「なごやか地域福祉2020」として策定を行い、引き続き、名古屋市と連携・協働を図りながら地域福祉を推進することとしています。

「なごやか地域福祉2020」の策定にあたっては、前述の「地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制整備に向けた調査事業」を本会及び南区社協が受託し実施しました。

イ 本会の職員の状況 ※平成31年4月1日現在

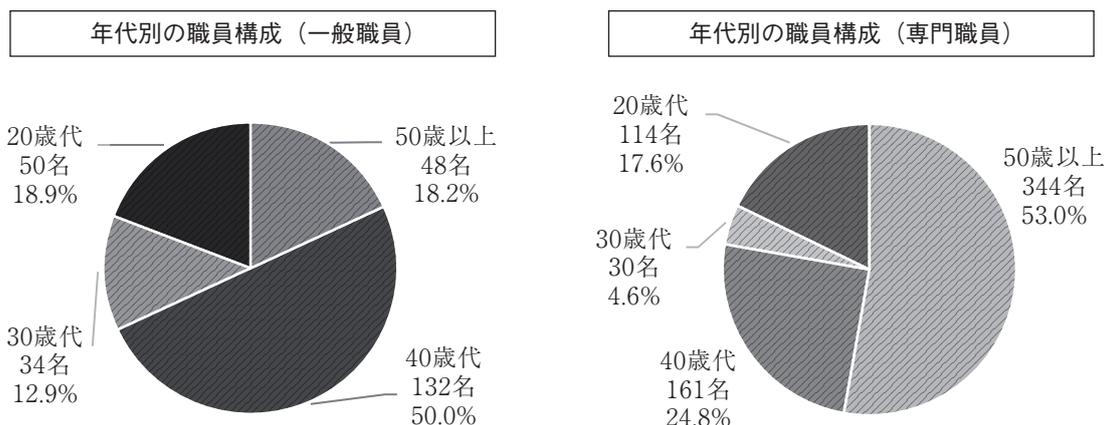
本会の職員数は、一般職員264名^{※1}、嘱託職員32名、専門職員が649名であり、本会職員945名のうち約70%が専門職員となっています。一般職員については、シルバー人材センターとの人事交流及び名古屋市への職員派遣を行っています。

※1 シルバー人材センター及び名古屋市への派遣職員を含む



一般職員264名の年代別の構成は、20歳代が18.9%、30歳代が12.9%、40歳代が50%、50歳以上が18.2%となっており、40歳代の職員が一般職員全体の半数を占めています。仮に、現行どおりの60歳を退職年齢とした場合、令和11～20年度のうちに一般職員の約半数が退職することとなります。

専門職員649名の年代別の構成は、20歳代が17.6%、30歳代が4.6%、40歳代が24.8%、50歳以上が53.0%となっており、50歳以上の職員が専門職員全体の半数以上を占めています。



また、一般職員の男女比は男性が54.5%、女性が45.5%となっていますが、ここ数年の一般職員の新規採用職員は女性が多く、在職期間10年目までの職員の74.2%が女性となっています。

専門職員の男女比は、男性が6.6%、女性が93.4%と圧倒的に女性の職員が多くなっています。

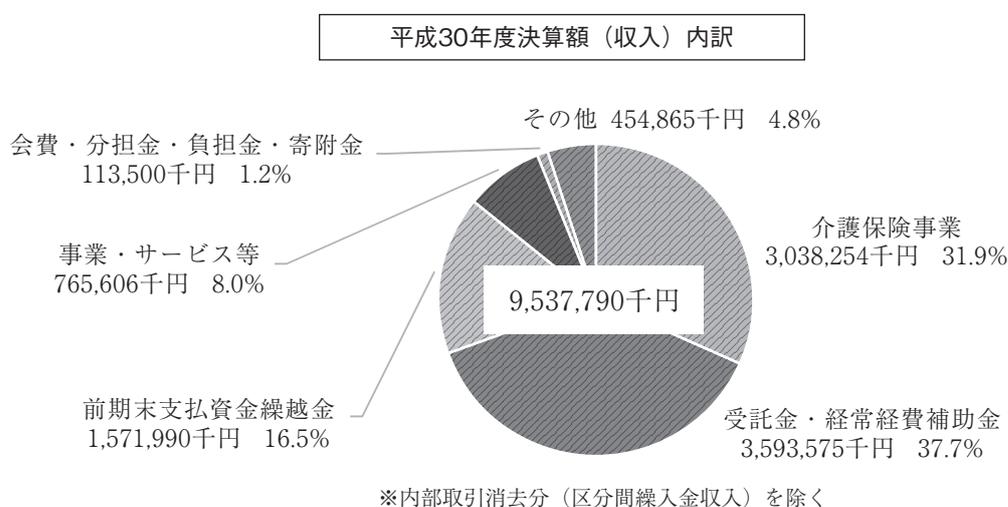
資格の保有状況については、一般職員については、社会福祉士の資格取得促進の取り組みの成果もあり、約7割の190名が社会福祉士の資格を保有しています。専門職員については、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師等の保健・福祉分野の資格に加え、近年の事業拡大により、キャリアコンサルタントやファイナンシャルプランナーといった保健・福祉分野とは異なる資格を有する職員もおり、本会には多様な資格を有する専門職員が在籍しています。

ウ 本会の財政状況

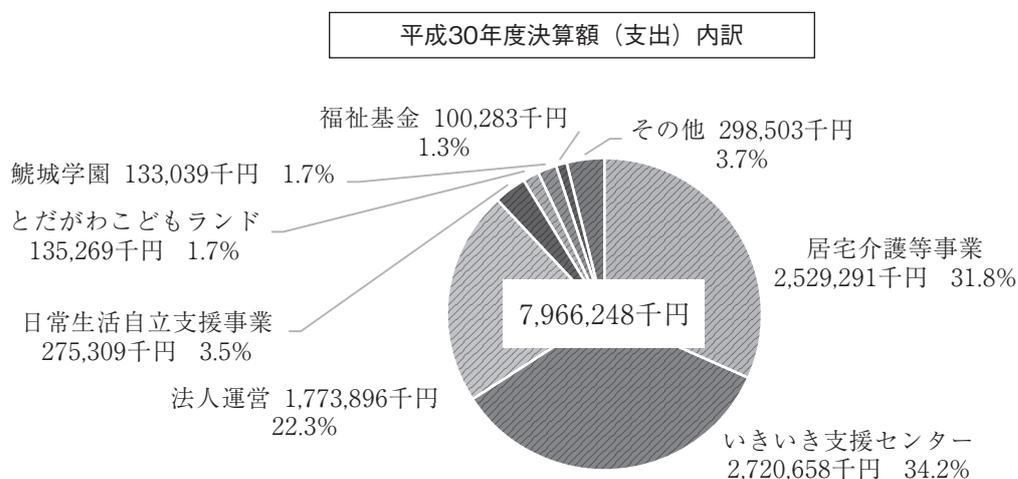
名古屋市からの補助金及び委託金は、本会の収入額の約4割を占め、本会の重要な財源になっています。法人として必要な事業を実施するためには、活動財源づくりに努める必要がありますが、「福祉基金」については、寄付の減少や超低金利が続く中、厳しい財政状況が続いています。

また、本会の団体の性質上、収益をあげるには限りがあります。

本会の収入額の約3割を占める介護保険事業については、一定の社会福祉事業への還元は行っていますが、人手不足等の状況により、今後の事業拡大は厳しい見通しです。



支出の状況については、「居宅介護等事業」と「いきいき支援センター」で全体の約7割を占めています。



(3) 前計画の成果と課題

前計画の5つの経営戦略及び12の方針に基づいた19の実施項目については、一部遅れ気味の項目や課題はあるものの、着手できなかった項目はなく、全体的に概ね計画どおり実施できました。

【主な成果】

- 地域福祉推進協議会活性化のための重点学区への支援の拡大（平成27年度：78学区→平成30年度：204学区）や、ふれあい・いきいきサロン実施箇所の拡大（平成27年度：1,147箇所→平成30年度：1,838箇所）等、コミュニティワークのさらなる充実を図ることができた。
- コミュニティソーシャルワーカーのモデル配置の検討を重ね、必要性を名古屋市へ提言したことで、「地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制構築のための調査業務」の受託へつなげることができた。
- 会員数が4,875（平成26年3月31日時点）から5,638（平成31年3月31日時点）と拡大し、幅広い関係機関・団体とのつながりの推進を図り、協議体としての連携・協働の基盤づくりを行った。
- 「なごやか地域福祉2015」の実施及び進行管理を名古屋市とともにやり、「なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル」の設置や「大学ポッチャ交流会」の開催により若者を呼び込むための取り組みを行うとともに、個人情報啓発冊子の作成等に取り組むことができた。
- 名古屋市内の社会福祉法人等が協働して取り組む社会貢献活動（地域における公益的な取組）として「なごや・よりどころサポート事業」を立ち上げ、既存の制度やサービスでは解決できない地域の課題の解決に取り組むことができた。
- 「仕事・暮らし自立サポートセンター事業」及び「障害者差別相談センター事業」のプロポーザルに応募し受託事業者として選定を受けることができた。
- 改正社会福祉法に対応するため、定時評議員会での会計監査人の選任決定や、内部管理体制の基本方針の制定等、ガバナンスや財務規律の強化を図ることができた。
- 広報戦略計画を策定し、それにもとづき「アニュアルレポート」、パンフレット、PR動画等を作成し、学識経験者の助言を得ながら戦略的な広報を展開することができた。
- 一般職員の社会福祉士の資格取得率が57.0%（平成26年4月1日時点）から74.2%（平成31年3月31日時点）に向上する等、職員の専門性を高めることができた。

- 新規採用職員をはじめ若手職員を対象とした研修の充実や、新規採用職員をサポートする仕組みづくり等、職員の質の向上を図るとともに若手職員の離職防止に取り組むことができた。

【主な課題】

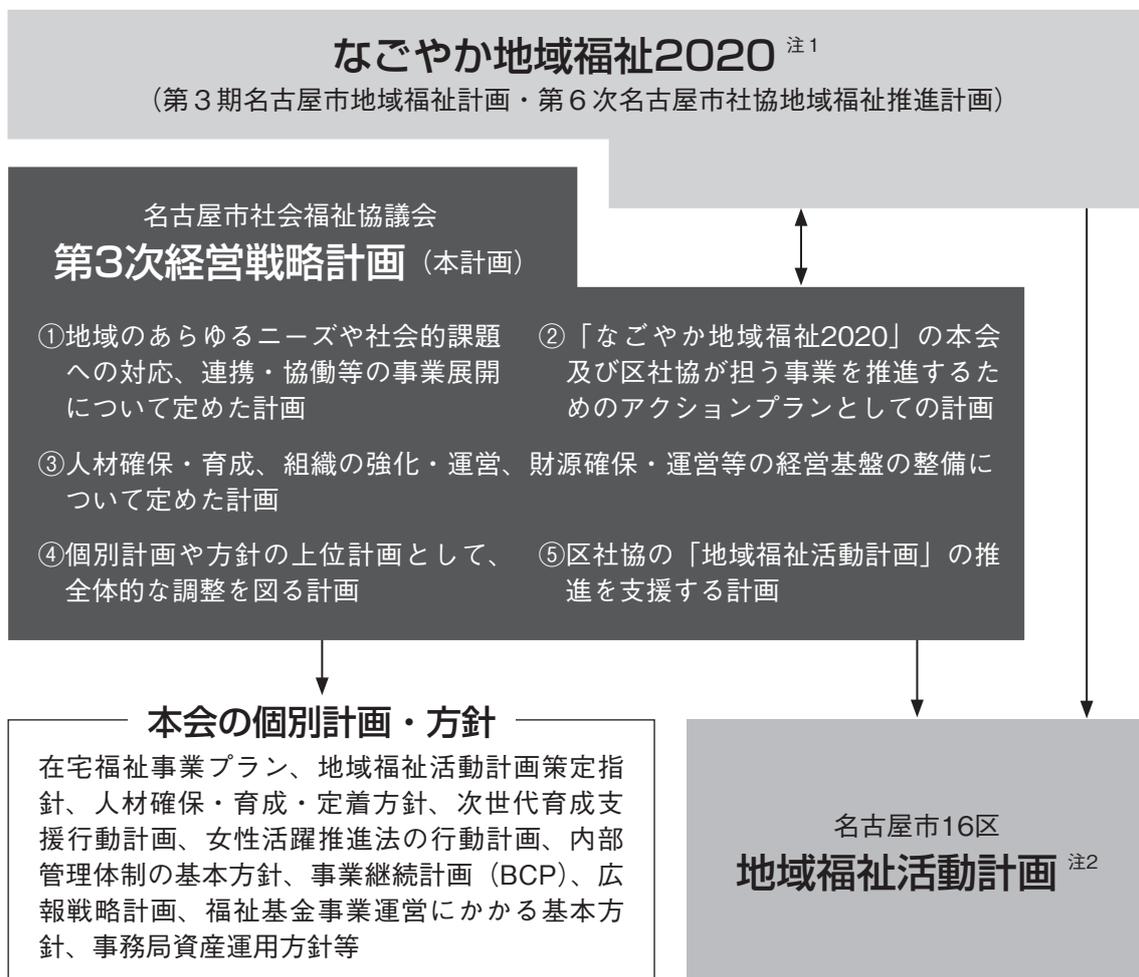
- 部門間連携のさらなる促進によるコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るためには区社協の基盤強化が必要である。
- 児童館・福祉会館における他法人とのコンソーシアムのあり方について検討し、今後の指定管理申請に活かす必要がある。
- 使命・経営理念に即した委託事業の継続受託はできているものの、収支差額に大きなマイナスが出ている事業があるため対策が必要である。
- 昨今の厳しい財政状況を鑑み、これまで以上に組織体制のあり方の検討や財政運営を強化する取り組みを増やしていく必要がある。
- 人材の確保・育成、国の働き方改革の動向を踏まえたワークライフバランスや職員の働く意欲の向上、働きやすい職場の環境づくり等の具体的な取り組みが必要である。

3 計画の性格と他計画との関係

本会が策定する計画には、本計画の他、本会第6次地域福祉推進計画と名古屋市第3期地域福祉計画を一体的に策定した「なごやか地域福祉2020」があり、また、他にも「在宅福祉事業プラン」等の個別計画や方針があります。

本計画は、「なごやか地域福祉2020」の基本理念「人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、名古屋を目指して」を共有し、「なごやか地域福祉2020」の実行性を高める計画であるとともに、他の個別計画の上位計画としての側面を持っています。

本計画の性格をこれらの個別計画や方針との関係とあわせて整理すると以下の図の5点（①～⑤）となります。



注1：なごやか地域福祉2020

本会の「第6次地域福祉推進計画」と名古屋市の「第3期地域福祉計画」を一体的に策定した名古屋市の地域福祉推進を図るための計画

※16区社協の「地域福祉活動計画」に盛り込まれている目標や方策を市レベルで支援することを念頭において策定されています。

注2：名古屋市16区地域福祉活動計画

住民や関係機関・団体の参加を得て策定している計画であり、区域の地域福祉の推進を図るための計画

第2章 計画の目指すもの

1 計画の体系

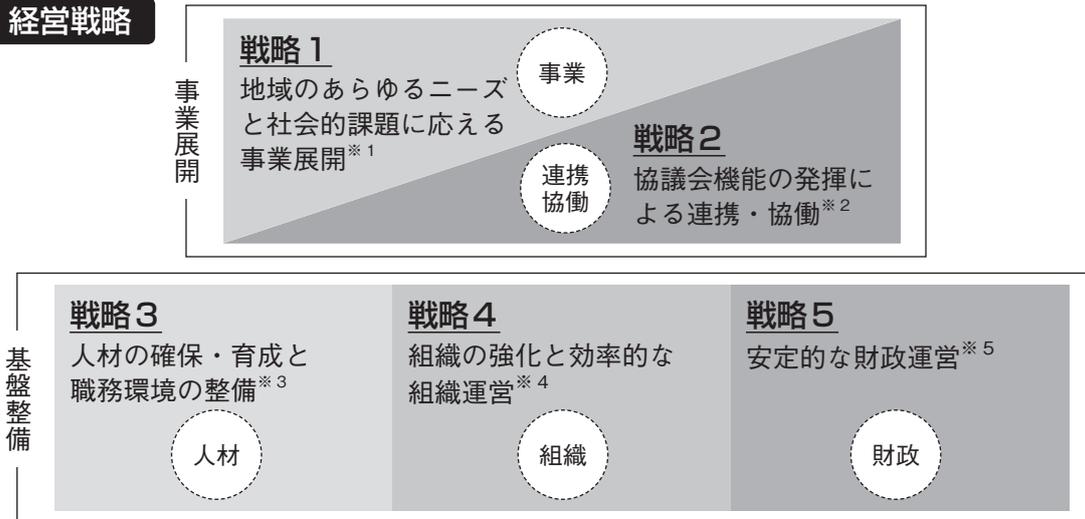
使 命

誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現

経営理念

- ・地域住民、区社協、社会福祉法人をはじめとした社会福祉事業者、行政、関係機関・団体、企業等と連携・協働し、地域のあらゆるニーズと社会的課題に応えることにより福祉のまちづくりを進めます。
- ・職員一人ひとりの意欲を引き出すとともに、効率的な組織運営及び安定的な財政運営を図り、事業活動を持続的に発展させます。

経営戦略

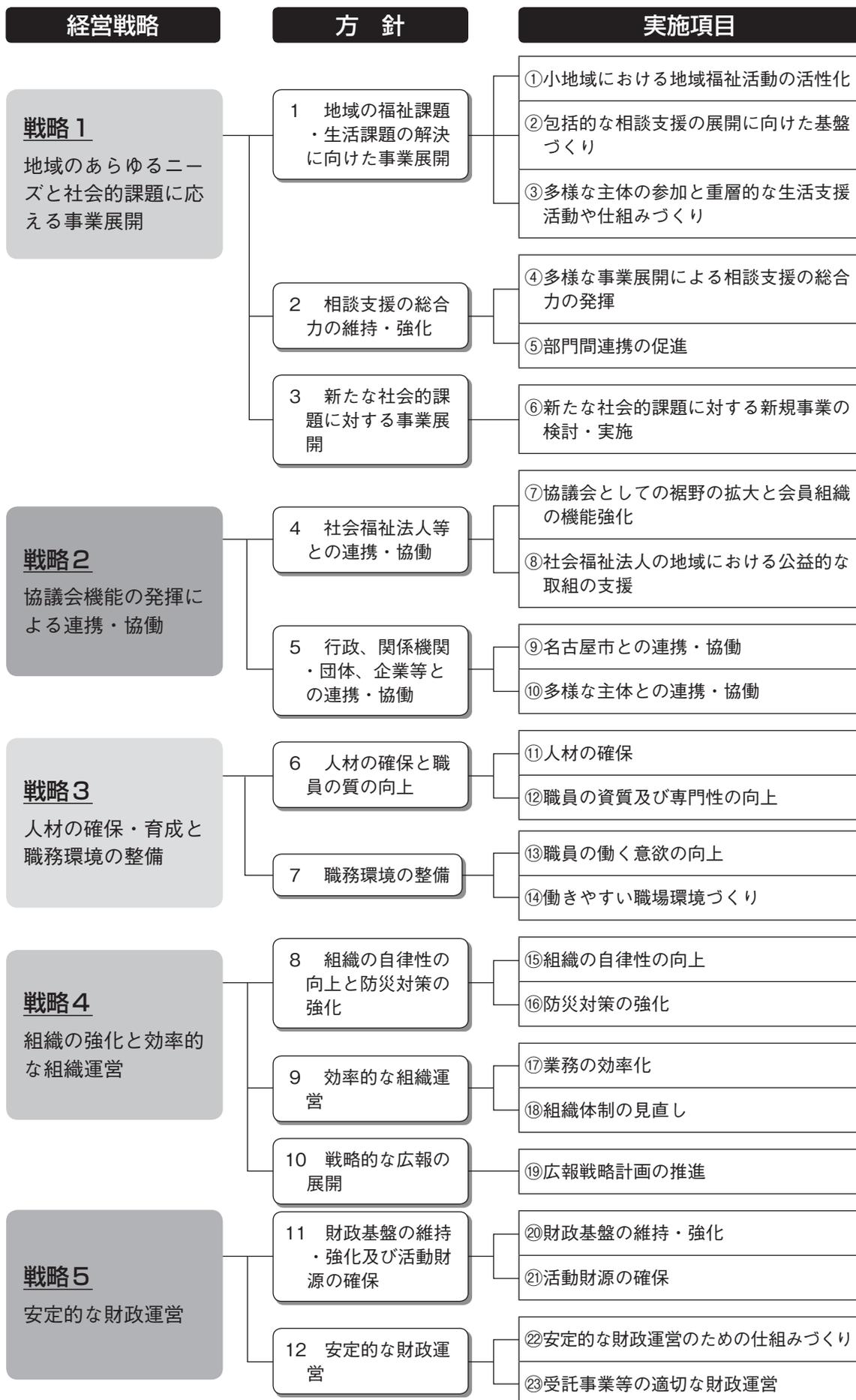


- ※1 これまで取り組んできたコミュニティワークとコミュニティソーシャルワーク機能のさらなる強化・充実を図り、地域のあらゆるニーズを解決するための地域づくりと相談支援を行うとともに、時代の変化に応じた多様な社会的な課題に対し積極的に応えます。
- ※2 本会の協議会としての機能を発揮し、社会福祉法人、NPO法人、行政、関係機関・団体、企業等との連携・協働による地域福祉の推進を図ります。
- ※3 地域福祉の推進に必要な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、職員一人ひとりがやりがいをもって働ける仕組みづくりや環境づくりを進めます。
- ※4 地域福祉の推進を図るために必要な組織の強化と効率的な組織運営を図るための取り組みを進めます。
- ※5 地域福祉の推進を図るために本会及び区社協の財政基盤の強化や活動財源づくりに取り組むとともに、安定的な財政運営を図ります。

計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで（5カ年）

※計画期間の途中であっても社会情勢の変化や名古屋市の動向等に応じて必要な見直しを図ります



2 事業展開の考え方

(1) 新たな事業展開・事業継続の検討の視点

新たな事業展開を企画・検討する場合や既存事業の継続の可否を検討する際は、「住民主体の理念に基づき地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組む社協特有の事業の継続に影響を与えないこと、また、これらの事業と関連性があり相乗効果が見込めること」を前提にする必要があります。

また、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する公共性の高い団体として、社協の特異性に基づく以下の3つの視点を判断の基準とします。

①先駆性・開拓性

- ・地域における住民の多様なニーズに対し、柔軟かつ先駆的・開拓的に役割を果たすことができる。
- ・本会以外に適切な他の担い手がない。

②採算性

- ・原則として、事業単体で間接経費等の負担が可能である。
- ・収益性のある事業については、本会の社会福祉事業への還元が期待できる。

③貢献性

- ・収益が期待できず他団体及び民間事業者の参入が困難であるが、社会的に求められる事業で、本会の経営資源で担うことができる。

※この他、例えば、人材の確保が見込めるか等の事業展開上で必須となる視点についても、あわせて検討する必要があります。

(2) 部・事業所をまたぐ横断的な事業展開

本計画の実施項目の中には、各部・事業所が連携・協働して進める必要や、新規事業等、内容によっては、部・事業所をまたぐ横断的な体制を作って検討・実施する必要がある項目があることから、必要に応じて、そうした組織をその都度設置して事業を展開します。

次ページの「第3章経営戦略の展開」の各実施項目の「所管」欄は、便宜上、実施項目の内容を主として実施する部、もしくは、取りまとめや進捗状況を把握する部を記載しておりますが、事業展開に際しては上記の考え方に沿って実施します。

第3章 経営戦略の展開

※次ページ以降の「所管」欄は、以下の略称で記載

- ・ 総 務 部 → 「総務」
- ・ 地域福祉推進部 → 「地域」
- ・ 権利擁護推進部 → 「権利」
- ・ 在 宅 福 祉 部 → 「在宅」

戦略1 地域のあらゆるニーズと社会的課題に応える事業展開

これまで取り組んできたコミュニティワークとコミュニティソーシャルワーク機能のさらなる強化・充実を図り、地域のあらゆるニーズを解決するための地域づくりと相談支援を行うとともに、時代の変化に応じた多様な社会的な課題に対し積極的に応えます。

方針1 地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた事業展開

地域の個別の福祉課題・生活課題の発見やその解決のために、地域住民の活動や仕組みづくりを支援するとともに、地域住民と専門機関等の専門職との連携を進めるための支援をします。

また、誰もが役割を持ち、活躍できる社会（地域）を目指し、多様な担い手づくりを進めます。

これらは、主に区社協の「地域福祉活動計画」の推進支援を通じて行います。

方針2 相談支援の総合力の維持・強化

あらゆるニーズや社会的課題に対応するため、採算性を考慮しながらも幅広く受託事業や指定管理事業を継続的に受託し、それぞれのノウハウを積み上げて専門性を高めます。あわせて、本会及び区社協の独自事業を展開することで相談支援の総合力の維持・強化を図ります。

また、多様な事業展開を図る本会及び区社協の総合力を活かせるよう本会・区社協間はもとより、事業所も含めた各部門間といった組織内の連携を深めます。

方針3 新たな社会的課題に対する事業展開

社会福祉法に定められた地域福祉を推進する公共性の高い団体として、高齢者や障がい者等の分野にとらわれず、新たな社会的な課題に対応します。

現状と課題

- 社会福祉法に定められた地域福祉を推進する公共性の高い団体として本会及び区社協がこれまで取り組んできた地域福祉の推進に加え、「地域共生社会」の実現に向け、新たな社会的課題に対する取り組みが必要です。
- 前述の「今後の社協のあり方検討会」（平成26年5月）で定めた、10年後、20年後の本会及び区社協の姿「あらゆる相談を受け止め、解決に向けて行動する社協」を目指すための具体的な取り組みが必要です。
- 名古屋市と一体的に策定した「なごやか地域福祉2020」（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社協地域福祉推進計画）に定められた本会及び区社協が担う事業を着実に実施する必要があります。
- 本会が独自に事業展開する権利擁護事業や障害福祉サービス事業、在宅福祉事業、また、いきいき支援センターや児童館・福祉会館等の受託事業及び指定管理事業等、本会及び区社協の総合力を発揮するために多様な事業展開を行う必要があります。
- 多様な事業展開を行う本会及び区社協の総合力を活かす視点を持って、組織内のあらゆる部門が連携を図ることが必要です。

年次計画

■ 方針 1 地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた事業展開

実施項目	年度					所管	
	2	3	4	5	6		
①小地域における地域福祉活動の活性化							
地域福祉活動の基盤となる地域福祉推進協議会の活性化							
地域福祉推進協議会の活性化に向けた重点学区への支援 ^{※1}	実施	→	→	→	→	地域	
孤立を生まない共生型の地域づくりの推進							
ふれあい・いきいきサロン活動の推進 ^{※2}	実施	→	→	→	→		
ふれあいネットワーク活動の推進 ^{※3}	実施	→	→	→	→		
住民の主体的な地域の生活課題・福祉課題の把握・解決に向けた取り組みの支援							
地域支えあい事業の実施 ^{※4}	実施	→	→	→	→		
②包括的な相談支援の展開に向けた基盤づくり							
制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える人や世帯を丸ごと支えるための多機関協働による包括的な相談支援の展開に向けた基盤づくり							
地域支えあい事業の機能強化 ^{※5}	実施	→	→	→	→	地域	
ふれあい・いきいきサロン活動の機能強化 ^{※6}	実施	→	→	→	→		
包括的な相談支援体制構築事業の実施 ^{※7}	実施	→	→	→	→		
③多様な主体の参加と重層的な生活支援活動や仕組みづくり							
複雑化する地域の生活課題・福祉課題に対応する多様で重層的な取り組みの支援							
生活支援コーディネート業務及び協議体機能の発揮 ^{※8}	実施	→	→	→	→	地域	
事例集の作成		実施	→				

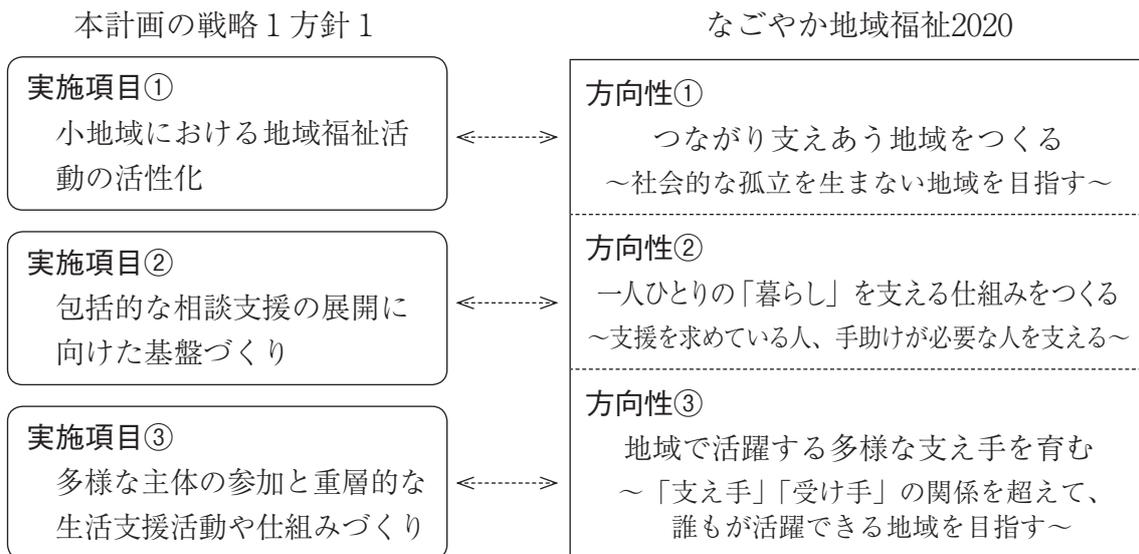
支え・支えられる関係や分野を超えた地域住民や多様な主体の参加・協働の促進					
市民活動への参加の支援に向けた取り組みの実施 <small>※9、12</small>	実施	→	→	→	→
意識調査の実施		実施			
福祉学習サポーターの増加及び質の向上 <small>※10</small>	実施	→	→	→	→
福祉教育・福祉学習プログラムの検討・実施 <small>※11</small>	検討	→	実施	→	→
既活動者を支える仕組みづくり					
キーパーソンを支える多様な人材育成 <small>※12</small>	実施	→	→	→	→
NPO 法人・福祉施設・企業等の協議・協働の場づくり <small>※13</small>	実施	→	→	→	→

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 区社協が重点支援学区を選定し計画的支援を行うための働きかけ（連絡会・研修の実施等による支援）
- ※2 区社協の計画の作成支援、各区における計画的なサロン活動の拡充に向けた支援、子ども食堂の実施支援
- ※3 推進方策の検討、実施学区拡大
- ※4 区社協の計画の作成支援、各区の計画に基づいた実施の支援
- ※5 包括的な相談支援体制構築に向けた調査業務の実施結果を踏まえた研修内容の検討・実施、ご近所ボランティアコーディネーターに対する研修の実施
- ※6 包括的な相談支援体制構築に向けた調査業務の実施結果を踏まえた研修内容の検討・実施、相談支援強化に関する研修の実施
- ※7 調査業務の実施、名古屋市への提言、コミュニティソーシャルワーカー配置区の拡大
- ※8 データベースシステムを活用した地域資源情報の把握・共有、資源開発の仕組みの構築
- ※9 プロジェクトチームの設置、市民活動に関する意識調査の実施、調査結果を踏まえた参加の支援
- ※10 福祉学習サポーターの養成、研修の実施
- ※11 福祉教育協力者との協議・協働による地域課題に着目した福祉教育・福祉学習プログラムの検討・実施
- ※12 地域支えあい事業ご近所ボランティア等の地縁系ボランティア、視覚障がい者ガイドボランティア等のテーマ系ボランティアの養成
- ※13 多様な主体と連携した取り組みの拡充

〈「なごやか地域福祉2020」の「取り組むべき方向性」との主な関連〉



■ 方針2 相談支援の総合力の維持・強化

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
④多様な事業展開による相談支援の総合力の発揮						
本会及び区社協の総合力を活かした相談支援 ^{※1}	実施	→	→	→	→	総務
介護保険等在宅福祉事業の実施 ^{※2}	実施	→	→	→	→	在宅
第5次プランの見直し・推進	見直し	実施	→	→		
第6次プランの策定・推進				策定	実施	
⑤部門間連携の促進						
本会及び区社協内の部門間連携の促進 ^{※3}	実施	→	→	→	→	地域

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 相談支援の総合力の維持・強化に資する事業の受託・実施、本会及び区社協全体の動向や取り組みの共有の仕組みづくり、イントラネット（組織内の情報通信網）の活用
- ※2 訪問介護事業及び居宅介護支援事業のシェア率維持、区社協運営の通所介護事業への支援体制の強化
- ※3 包括的な相談支援体制構築事業の実施、新たな社会的課題に対する新規事業の検討・実施を通じた部門間連携を促進するための働きかけ

■ 方針3 新たな社会的課題に対する事業展開

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑥新たな社会的課題に対する新規事業の検討・実施						
住まいの確保が困難な高齢者や障がい者等への支援 ^{※1}	実施	→	→	→	→	地域
本人の死後に各種届出や手続きを行う親族等がない方への支援 ^{※2}	検討 実施	→	→	→	→	権利
成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援のネットワークの構築に向けた取り組み ^{※3}	実施	→	→	→	→	権利

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 大家や住宅確保要配慮者等を支援するための居住支援法人としての支援業務の実施、居住支援コーディネート事業の受託
- ※2 死後事務等の新規事業の立ち上げ、事業内容の見直し
- ※3 成年後見あんしんセンター（中核機関）の継続受託、「協議会」「チーム」支援等、中核機関としての機能の発揮（名古屋市成年後見制度利用促進計画の取り組みの方策との整合性）

戦略2 協議会機能の発揮による連携・協働

本会の協議会としての機能を発揮し、社会福祉法人、NPO法人、行政、関係機関・団体、企業等との連携・協働による地域福祉の推進を図ります。

方針4 社会福祉法人等との連携・協働

協議会組織としての連携・協働の基盤づくりのため、さらなる会員数の増加を図るとともに、本会の活動に対する理解者や賛同者を増やします。

また、社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進するための法人間の連携や協働のための働きかけを行います。

方針5 行政、関係機関・団体、企業等との連携・協働

名古屋市と一体的に「なごやか地域福祉2020」（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社協地域福祉推進計画）の進行管理を行うとともに、地域や関係機関・団体からの多様な意見やニーズを集約し、必要に応じて名古屋市との調整役を果たします。

災害時には、名古屋市が設置する災害ボランティアセンターをボランティア団体やNPO法人と連携して運営します。

また、協議会としての調整機能を発揮し、行政、関係機関・団体、企業等と連携・協働し、既存の制度やサービスだけでは対応が困難な地域の多様なニーズに対応するとともに、コンソーシアムを通じて事業展開の幅と質の拡充を図ります。

現状と課題

- 協議会組織の基盤として引き続き会員の入会促進に取り組むとともに、本会の賛同者を増やし連携につなげていくことが必要です。
- 社会福祉法人間の連携が求められている中、社会福祉法人の地域における公益的な取組として、「なごや・よりどころサポート事業」等の種別を超えた法人間の連携を深める働きかけが必要です。
- コンソーシアム等を通じて、多様な分野のNPO法人等の団体との関係づくりや協働による事業展開が必要です。
- 名古屋市と一体的に策定した「なごやか地域福祉2020」（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社協地域福祉推進計画）の推進にあわせ、地域の課題を把握し、名古屋市へ課題解決のための方策を提言する仕組みづくりが必要です。
- 既存の分野別の制度やサービスだけでは対応が困難な複合的な問題が増えている中、関係機関・団体等で組織された既存の会議や連絡会等を活用した関係機関・団体等との関係づくりや、行政機関との調整役を担う必要があります。

年次計画

■ 方針4 社会福祉法人等との連携・協働

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑦協議会としての裾野の拡大と会員組織の機能強化						
会員数の増加及び賛同者の拡大 ^{※1}	実施	→	→	→	→	地域
社会福祉施設部会の機能強化 ^{※2}	実施	→	→	→	→	地域
⑧社会福祉法人の地域における公益的な取組の支援						
なごや・よりどころサポート事業の 拡充 ^{※3}	検討	実施	→	→	→	地域

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 会員の入会促進
- ※2 会員情報管理システムの導入、部員間の連携促進のための取り組みの施行・本格実施
- ※3 新規事業の検討・実施、参加法人の拡大

■ 方針5 行政、関係機関・団体、企業等との連携・協働

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑨名古屋市との連携・協働						
名古屋市と連携・協働した地域福祉の推進 ^{※1}	実施	→	→	→	→	地域
なごやか地域福祉2020の実施・進行管理	実施	→	→	→ 策定	→ →	
災害時のボランティア活動支援及び被災者支援 ^{※2}	実施	→	→	→	→	地域
⑩多様な主体との連携・協働						
多様な主体との連携・協働による事業展開 ^{※3}	実施	→	→	→	→	総務
コンソーシアムによる事業展開 ^{※4}	実施	→	→	→	→	総務
各種連絡会等を通じた専門機関等との関係づくり ^{※5}	実施	→	→	→	→	地域

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 各局との連携強化、提言機能の発揮
- ※2 行政や災害ボランティア等と連携、災害ボランティアセンター三者合同研修の実施、なごや災害ボランティア連絡会への参画
- ※3 企業等との連携・協働による事業展開
- ※4 既存のコンソーシアム協定の継続と必要に応じた見直し、ノウハウの共有・相乗効果の発揮を目的とした新たなコンソーシアムの可能性の検討
- ※5 各区の生活支援連絡会や地域支えあい事業実施学区の地域支えあい活動連絡会議等の既存の協議・協働の場の活性化に向けた働きかけ

戦略3 人材の確保・育成と職務環境の整備

地域福祉の推進に必要な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、職員一人ひとりがやりがいをもって働ける仕組みづくりや環境づくりを進めます。

方針6 人材の確保と職員の質の向上

「人材確保・育成・定着方針」にもとづき、地域福祉の推進に必要な人材の確保のあり方や職員の充足に向けた対応策を検討します。

また、地域における多様なニーズへの対応や包括的な支援体制の構築等に必要となる相談支援のスキル、既存の社会資源の活用や連携力、新たな社会資源の開発力といった専門性を向上させるための研修の充実や資格取得の促進を図ります。

方針7 職務環境の整備

職員一人ひとりがやりがいを感じ意欲を持って働くことができる取り組みを行うとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、国の働き方改革への対応を図ります。

あわせて、職員誰もが働きやすい職場づくりと、職場の活性化を図ります。

現状と課題

- 一般職員の新規採用職員の応募者数の減少や専門職員の欠員に対する補充が困難な中、人材確保や育成のあり方の検討が必要です。
- 地域のあらゆるニーズや社会的課題に対応するため、研修（OFF-JT）やOJT等により、職員としての基本的なスキルや専門性の向上が必要です。
- 国の働き方改革への対応を図るとともに、人事評価や人事異動のあり方等を検討し、職員一人ひとりの意欲を引き出し、やりがいを持って働き続けることができる仕組みづくりが必要です。
- さまざまな職種の職員が働く職場において、気軽に意見交換や相談しあえる風通しのよい職場づくりが必要です。

年次計画

■ 方針6 人材の確保と職員の質の向上

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑪人材の確保						
職員採用のあり方の整理 ^{※1}	検討	実施	→	→	→	総務
職員の充足（確保）への柔軟な対応策の構築 ^{※2}	検討	実施	→	→	→	総務
⑫職員の資質及び専門性の向上						
職員研修の実施 ^{※3}	検討 実施	→	→	→	→	総務
職員の育成の仕組みづくり ^{※4}	検討	実施	→	→	→	総務

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 職制・職務の整理、多様な人材を獲得するための採用方策の実施
- ※2 柔軟な人事制度の検討、定年延長への対応の検討、外部機関を活用した効率的・効果的な採用の実施、
- ※3 体系的な研修の企画・実施、新たな研修ニーズに即した研修体系の見直し
- ※4 計画的なOJTやSDSを活用した育成、目標設定と振り返り・評価を適切に組み合わせた仕組みの展開

■ 方針7 職務環境の整備

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑬職員の働く意欲の向上						
主体的に学び提案できる 仕組みづくり ※1	見直し	実施	→	→	→	総務
職務内容の整理と柔軟な働き方の 仕組みづくり ※2	検討	実施	→	→	→	総務
人事評価のあり方の検討 ※3	検討	→	実施	→	→	総務
⑭働きやすい職場環境づくり						
子育て・介護・病気療養等が必要な 職員への就業上の支援 ※4	実施	→	→	→	→	総務
次世代育成支援行動計画の実施	実施	→	→	→	→ 策定	
安全衛生体制の確立 ※5	検討 実施	→	→	→	→	総務
ワークライフバランスの確保 ※6	検討 実施	→	→	→	→	総務
職場ごとで職場の問題を解決できる 仕組みづくりと働きがいのある職場 づくり ※7	検討 実施	→	→	→	→	総務

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 「職員提案制度」・「職員研究開発助成制度」の抜本的な見直し
- ※2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に基づく整理、ライフステージに合わせた柔軟な働き方ができる仕組みの検討・構築
- ※3 人事評価制度の検討（見直し）・導入
- ※4 次世代育成支援行動計画にもとづいた子育て支援の充実、親の介護や病気療養等が必要であっても働き続けられる制度の検討・導入
- ※5 職員の健康保持のための産業医等との連携、衛生管理者資格取得の支援、衛生管理者向け研修の実施
- ※6 所定外労働の削減に向けた取り組みの実施
- ※7 衛生委員会や既存会議等を活用した機会づくり

戦略4 組織の強化と効率的な組織運営

地域福祉の推進を図るために必要な組織の強化と効率的な組織運営を図るための取り組みを進めます。

方針8 組織の自律性の向上と防災対策の強化

組織の内部統制の強化等、組織の自律性の向上に取り組みます。

また、地震や風水害等の自然災害が発生した場合、職員一人ひとりが適切な行動をとり、組織体制が維持できるよう組織防災の取り組みを行います。

方針9 効率的な組織運営

これまでの業務のやり方を見直し、本会及び区社協のスケールメリットやこれまで蓄積したノウハウの活用、ICT（情報通信技術）の導入等による業務の効率化を図り、効率的な組織運営を行います。

また、状況の変化に即時的かつ柔軟に対応できる組織体制の構築や、今後の事業展開を見据えた組織体制のあり方を検討します。

方針10 戦略的な広報の展開

本会の活動の認知度を向上するための体外的な広報の展開や、本会及び区社協の職員向けの広報活動について「広報戦略計画」を策定して取り組みます。

現状と課題

- 「内部管理体制の基本方針」等にもとづき組織の内部統制の強化を図る必要があります。
- 地震や風水害等の自然災害を想定した具体的な行動や備えを各職場で共有する必要があります。
- 効率的で効果的な事業展開が図れるよう本会及び区社協の組織体制の見直しを図る必要があります。
- 業務の効率化は、職員個人の取り組みの共有とICT（情報通信技術）の活用等を含めた組織的な取り組みを検討する必要があります。
- 職員が自分の担当業務だけでなく組織全体の事業内容や動向について共有できる仕組みを検討する必要があります。

年次計画

■ 方針8 組織の自律性の向上と防災対策の強化

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑮組織の自律性の向上						
内部統制の強化 ^{※1}	検討	実施	→	→	→	総務
⑯防災対策の強化						
「事業継続計画」(BCP) 及び「防災マニュアル」の見直し ^{※2}		実施				総務
食糧等の備蓄のサイクルの見直し	検討	実施	→	→	→	総務
災害を想定した研修・訓練の実施 ^{※3}	検討	実施	→	→	→	総務

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 内部管理体制の基本方針の見直し
- ※2 「事業継続計画」(BCP) と「防災マニュアル」の実情にもとづいた見直し、感染症対策の検討
- ※3 各所属での災害を想定したシミュレーションの実施

■ 方針9 効率的な組織運営

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑰業務の効率化						
組織的な業務改善・事務の効率化の取り組み ^{※1}	実施	→	→	→	→	総務
⑱組織体制の見直し						
今後の事業展開を見据えた組織体制の見直し ^{※2}	実施	→	→	→	→	総務

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 ICTの活用と環境整備、事例の集約と共有、スケールメリットの活用、指定管理等の受託・実施ノウハウの蓄積と活用、区社協事務局長会議の活性化
- ※2 状況の変化に即時的かつ柔軟に対応できる組織体制の構築、本会及び区社協の法人のあり方の検討

■ 方針10 戦略的な広報の展開

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑲広報戦略計画の推進						
次期広報戦略計画の実施 ^{※1}	策定 実施	→	→	→	策定 →	総務
本会設立70周年イベントの開催		実施				

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

- ※1 広報戦略計画の策定、計画内容の進行管理・評価

戦略5 安定的な財政運営

地域福祉の推進を図るために本会及び区社協の財政基盤の強化や活動財源づくりに取り組むとともに、安定的な財政運営を図ります。

方針11 財政基盤の維持・強化及び活動財源の確保

本会及び区社協が地域福祉推進の中核的な団体として、より一層の専門性を発揮し社会的な価値を高めることで、名古屋市からの補助金を維持します。

新たな社会的課題に対応するため自己財源を投入して事業展開を図る場合は、名古屋市への働きかけ等を通じて安定的な財源確保に努め、財政基盤の維持・強化を図ります。

また、寄付や遺贈を財源とする事業のPR 等を行い、本会及び区社協の活動財源の確保に努めます。

方針12 安定的な財政運営

経費削減に努め予算の執行状況を把握する等、適切な財政管理の仕組みを構築するとともに、定期的に経営状況を分析し、分析結果に応じて必要な対応を講じます。

また、新たな社会的課題への対応等、独自事業に対しての自己財源の投入方法を確立します。

受託事業や指定管理事業については、事業ごとの経費の適切な計上、人件費やフルコストの考え方の整理・ルール化を図るとともに、申請時における予算の適切な執行管理の仕組みの構築に取り組めます。

現状と課題

- 名古屋市からの補助金及び委託金が、本会の組織運営の重要な財源になる一方で、本会及び区社協の独自事業を企画・継続実施するためには、その活動財源の確保に努める必要があります。
- 名古屋市からの補助金及び委託金を維持するためには、本会及び区社協が地域福祉推進の中核的な団体として、より一層の専門性を発揮し、社会的な価値を高める必要があります。
- 本会及び区社協の財政基盤の維持・強化や限られた財源を有効かつ効率的に活用するためには、本会及び区社協の適切な財政管理や経営状況の分析を行う仕組みづくりが必要です。
- 受託事業や指定管理事業は、特に本会として目的や意義があると認められる場合を除いては間接経費を含めて、委託料や指定管理料のみで事業展開ができる予算の確保や執行管理が必要です。
- 新たな社会的課題に対応するための本会独自事業への自己財源の投入方法を確立するとともに、名古屋市への働きかけ等を通じて安定的な財源を確保する必要があります。

年次計画

■ 方針11 財政基盤の維持・強化及び活動財源の確保

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑩財政基盤の維持・強化						
本会及び区社協の財政基盤の維持・強化 ^{※1}	実施	→	→	→	→	総務
⑪活動財源の確保						
時代に即した新たな寄付の仕組みの推進 ^{※2}	実施	→	→	→	→	総務
福祉基金40周年イベントの開催		実施				

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

※1 補助金の維持、受託金・指定管理料の確保

※2 イベント寄付・テーマ型の寄付や遺贈等新たな寄付の仕組みの開発

■ 方針12 安定的な財政運営

実施項目	年度					所管
	2	3	4	5	6	
⑫安定的な財政運営のための仕組みづくり						
財政管理及び経営分析のための仕組みづくり ^{※1}	検討	実施	→	→	→	総務
⑬受託事業等の適切な財政運営						
受託事業等の受託・運営にかかる基本的な財政の考え方の整理 ^{※2}	検討	実施	→	→	→	総務

※の番号は、以下の「実施項目の具体例」と対応しています。

〈実施項目の具体例〉

※1 内部管理体制の基本方針の見直し、予算編成・財務運営に関する会議の設置、区社協財務等指導の見直し、専門家による経営分析の実施

※2 予算編成・財務運営に関する会議による適切な財政運営の実施

第4章 計画の推進及び進行管理・評価

1 組織体制

■ 推進体制

本会内に「経営戦略計画推進チーム」（仮称）を組織し、計画の実施に必要な事項を検討しながら、計画の推進を図ります。

また、14ページのとおり、本計画の実施項目の中には、各部・事業所が連携・協働して進める必要や、新規事業等、内容によっては、部・事業所をまたぐ横断的な体制を作って検討・実施する必要がある項目があることから、必要に応じて、そうした組織をその都度設置して事業を展開します。

■ 評価体制

本会内に「経営戦略計画評価チーム」（仮称）を組織し、計画の進行管理・評価を行います。

2 計画の進め方

本計画の具体的な取り組みは、「第3章 経営戦略の展開」の実施項目に基づき、本会の単年度の事業計画に反映させます。

なお、単年度の事業計画には、「経営戦略計画推進チーム」（仮称）や「経営戦略計画評価チーム」（仮称）の議論等を反映させます。

3 計画の内容の変更

計画期間中、社会情勢の変化や名古屋市の動向等に応じて、必要な見直しを図ります。

参考資料

- 策定委員会設置要綱及び委員名簿
- 策定作業の経過
- 本会の主な計画の計画期間
- 前計画の概要と体系
- 本会及び区社協の過去10年間の事業展開
- 本会の組織・経営状況等に関する資料
- 本会の「職員信条」及び「私たちの使命」

策定委員会設置要綱及び委員名簿

名古屋市社会福祉協議会第3次経営戦略計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の組織の経営基盤の確立及び組織の持続的発展を目指すための経営戦略計画（以下「計画」という。）を策定するために、本会に名古屋市社会福祉協議会経営戦略計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

- 第2 策定委員会は、委員15名以内で構成し、本会の会長が委嘱又は任命する。
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は策定委員の互選により選出し、副委員長は策定委員の中から委員長が指名する。
 - 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3 策定委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。
- 2 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業チーム)

- 第4 計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために策定委員会のもとに作業チームを設置する。
- 2 作業チームは、メンバー15名以内で構成し、本会の会長が任命する。
 - 3 策定作業を効率的かつ円滑に進めるため、策定委員会開催前に作業チームによる作業を行うものとする。

(任期)

第5 策定委員及び作業チームメンバーの任期は、計画の策定をもって終了する。

(庶務)

第6 策定委員会及び作業チームの庶務は、本会の総務部において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

**名古屋市社会福祉協議会第3次経営戦略計画
策定委員会委員名簿**

氏 名	所属・役職	備考
市 川 幸 夫	中小企業診断士	
小 松 理佐子	日本福祉大学教授	
佐 藤 良 喜	本会副会長兼常務理事	委員長
相 澤 尚	本会在宅福祉担当理事兼在宅福祉事業本部長	副委員長
立 松 博	本会常勤理事兼事務局長	
小 林 勝 巳	本会事務局次長兼総務部長	
大 原 英 孝	本会事務局主幹兼総務部主幹	
小 野 浩 伸	本会地域福祉推進部長	
久富木 誠	本会地域福祉推進部主幹	
伊 藤 秀 司	本会権利擁護推進部長	
弘 田 直 紀	本会権利擁護推進部主幹	
竹 中 規 子	本会在宅福祉部長	

(敬称略)

名古屋市社会福祉協議会第3次経営戦略計画
作業チームメンバー名簿

氏 名	所属・補職名	備考
丹 下 正 己	本会総務部次長	
渡 辺 融	本会総務部次長	
野々部 智 美	本会地域福祉推進部次長	
染 野 徳 一	本会地域福祉推進部次長	
野 川 祐 史	本会地域福祉推進部次長	
高 橋 健 輔	本会権利擁護推進部次長	
高 木 良 太	本会在宅福祉部次長	
平 坂 義 則	仕事・暮らし自立サポートセンター金山 センター長	
大 熊 宗 麿	中村区社会福祉協議会事務局長	
内 山 和 美	南区社会福祉協議会事務局長	
馬 場 貫太郎	南区社会福祉協議会事務局次長	
神 村 昌 克	本会総務部次長	事務局
高 須 美 貴	本会総務部主事	事務局

(敬称略)

策定作業の経過

時 期	内 容
令和元年 5月13日	役員座談会 ・策定作業の開始にあたって
6月6日	■理事会・評議員会 ・策定体制及びスケジュール
6月28日	○第1回作業チーム ・計画の策定作業について ・現行計画の実施状況について ・現状と今後の見通しの共有 ・3次計画の性格・位置づけについて
7月26日	○第2回作業チーム ・計画の策定の必要性について ・計画の目指すものと体系について ・人材の確保・育成と職務環境の整備について
8月19日	○第3回作業チーム ・安定的な財政運営について
9月10日	第1回策定委員会 ・委員長及び職務代理者の選任 ・計画の策定作業について ・現行計画の実施状況について ・計画の構成案について
9月20日	○第4回作業チーム ・組織の強化と効率的な組織運営について
10月21日	○第5回作業チーム ・協議会機能の発揮による連携・協働について ・計画の性格及び戦略の位置づけ等の整理
11月12日	区社協地域福祉担当次長会議・いきいき支援センター長連絡会 ・策定作業の経過報告 ・業務の効率化、人材の育成・職務環境の整備について

時 期	内 容
11月20日	○第6回作業チーム ・地域のあらゆるニーズと社会的課題に応える事業展開 ・新たな事業展開の検討の視点について
11月22日	■理事会・評議員会 ・計画の中間報告
12月19日	第2回策定委員会 ・計画の素案について
12月26日	○第7回作業チーム ・進行管理・評価について
令和2年 1月10日	市社協次長連絡会 ・策定作業の経過報告 ・計画の素案について
1月29日	○第8回作業チーム ・進行管理・評価、事務の効率化等について
2月21日	○第9回作業チーム ・計画（案）について
3月18日	第3回策定委員会 ・計画（案）について
3月26日	■理事会・評議員会 ・計画（案）の承認

本会の主な計画の計画期間

計画の名称	期	平成																														令和							
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 元	2	3	4	5	6							
経営改善計画	1次																																						
	2次																																						
経営戦略計画	1次																																						
	2次																																						
	3次																																						
地域福祉推進計画	1次																																						
	2次																																						
	3次																																						
	4次																																						
なごやか地域福祉2015 (第5次地域福祉推進計画)																																							
なごやか地域福祉2020 (第6次地域福祉推進計画)																																							
在宅福祉事業プラン	1次																																						
	2次																																						
	3次																																						
	4次																																						
	5次																																						

〈参考〉区社会福祉協議会の計画

地域福祉活動計画	1次																																						
	2次																																						
	3次																																						
	4次																																						

前計画の概要と体系

1 概要

使命	誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現
基本理念	人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち、名古屋を目指して
経営理念	使命を果たすため、事業活動を持続的に発展させるとともに職員一人ひとりの意欲を引き出し活力あふれる組織をつくります
事業展開の方向性	地域のあらゆるニーズの解決のため、地域住民、区社協、社会福祉法人をはじめとした社会福祉事業、関係機関・団体と協力し、相談・支援に取り組みます
計画期間	平成27年度から平成31年度まで（5カ年）

2 体系

戦略	方針	実施項目
戦略1 地域のあらゆるニーズを解決するための地域づくりと相談・支援	1 コミュニティワークのさらなる充実	①コミュニティワーカーによる地域福祉活動支援の充実
	2 本会及び区社協の総合相談・支援機能の発揮	②本会及び区社協の総合相談・支援の強化
	3 コミュニティワーク機能の発揮	③コミュニティワーク機能の体制強化
戦略2 連携・協働による地域福祉の推進	4 協議体としての連携・協働の基盤づくり	④協議体の基盤づくり ⑤名古屋市との連携・協働
	5 社会福祉法人と連携・協働した公益的な取り組みの推進	⑥社会福祉法人等の公的な取り組みの支援
戦略3 時代の変化に応じた多様な社会的課題への対応	6 時代の変化に対応した事業展開	⑦介護保険等在宅福祉事業の安定的・継続的な経営 ⑧使命・経営理念に即した委託事業の継続受託 ⑨将来を見据えた指定管理者施設の事業展開
	7 新たな公益的・社会的な課題に対する事業展開	⑩社協らしい事業の検討・実施
戦略4 本会及び区社協の自律（自立）性の確保	8 組織の信頼性の向上	⑪事務・事業評価 ⑫組織運営の透明性の確保
	9 効率的で効果的な事業の実施	⑬活動財源づくりと経営基盤の強化 ⑭効率的で効果的な組織運営
	10 戦略的な広報の展開	⑮今後の広報の展開のあり方の検討・実施
戦略5 人材の確保・育成と職場の活性化	11 職員の質の向上と専門性の強化	⑯社協を支える人材の確保・育成 ⑰職員の専門性の強化
	12 職員の働く意欲の向上につながる職場づくり	⑱職員の働く意欲の向上 ⑲職場の風土・環境づくり

本会及び区社協の過去10年間の事業展開

※平成22～31年度（令和元年度）

年 月	内 容
平成22年 1 月	西区在宅サービスセンター開設
平成22年 4 月	中川区在宅サービスセンター開設
平成22年10月	成年後見あんしんセンター開所・受託
平成23年 3 月	北区在宅サービスセンター開設 第4次地域福祉推進計画策定（23年度～26年度）・経営戦略計画策定（23年度～26年度）
平成23年 4 月	地域の子ども応援事業開始
平成23年 6 月	代表権を持つ在宅福祉担当理事の設置、在宅福祉事業本部制の導入
平成23年 7 月	本会設立60周年記念事業の実施
平成24年 1 月	名東区在宅サービスセンター開設
平成24年 3 月	介護保険等在宅福祉事業第3次3ヵ年プラン -なごやか『さんさんプラン』策定（24年度～26年度）
平成24年 4 月	名古屋市障害者雇用支援センター事業開始 名古屋市東部認定調査センター受託 市社協による児童館、福祉会館の指定管理期間満了 各区社協が指定管理者となり、児童館（14館・コンソーシアム館1館）、福祉会館（12館・コンソーシアム館3館）の運営開始 認知症相談・連携体制強化事業を受託、千種区西部いきいき支援センターにて実施 はばたきサポート事業開始
平成24年 5 月	障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所開設
平成24年 6 月	大規模団地等における孤立防止推進事業実施
平成24年10月	障害者虐待相談センター開設・受託
平成25年 1 月	地域密着型サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業実施
平成25年 4 月	高齢者見守り支援事業及び見守り電話事業実施 社会福祉研修センターを組織改編
平成25年 7 月	北区東部いきいき支援センター受託 法人後見センター「なごやかぼーと」事業開始

年 月	内 容
平成25年10月	本会法人化50周年記念事業の実施
平成26年 4 月	地域力の再生による生活支援推進事業受託
平成26年 6 月	第 2 期大規模団地等における孤立防止推進事業実施
平成26年 7 月	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター（名駅）開設・受託
平成27年 3 月	第 2 次経営戦略計画策定（27年度～ 31年度） 第 5 次地域福祉推進計画策定「なごやか地域福祉2015」（27年度～ 31年 度）※第 2 期名古屋市地域福祉計画と一体策定 介護保険等在宅福祉事業第 4 次 3 ヶ年プランーなごやか『しあわせサン プラン』策定（27年度～ 29年度）
平成27年 4 月	高齢者サロンの整備等生活支援推進事業受託 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員配置開始 認知症相談支援センター開設・受託
平成27年 8 月	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター（金山）開設・受託
平成28年 4 月	なごや・よりどころサポート事業開始
平成28年 8 月	名古屋市障害者差別相談センター開設・受託
平成29年 3 月	名古屋市東部認定調査センター受託終了 地域密着型サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業終了
平成29年 4 月	子ども食堂推進事業開始
平成29年 6 月	会計監査人の設置 内部管理体制の基本方針の制定
平成30年 3 月	介護保険等在宅福祉事業第 5 次プラン策定（30年度～ 35年度）
平成31年 4 月	緑区在宅サービスセンター開設
平成31年 4 月	地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制構築のための調査業 務の受託
令和 2 年 1 月	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受ける

2 本会の主な事務分掌（平成31年4月1日現在）

(1) 事務局事務分掌

総務部

- 1 社協運営（理事会・評議員会）
- 2 人事及び福利厚生、予算及び決算、庶務
- 3 区社会福祉協議会の運営支援
- 4 民生委員・児童委員との連絡調整
- 5 高年大学鯉城学園の管理・経営
- 6 総合社会福祉会館の管理・経営
- 7 児童館・福祉会館に関すること
- 8 とだがわこどもランドの管理・経営
- 9 経営基盤の強化
- 10 重要事項の企画・調査及び総合調整
- 11 「なごやか地域福祉2015」及び「第2次経営戦略計画」の推進、「第3次経営戦略計画」の策定
- 12 事務事業の評価
- 13 広報戦略に関すること
- 14 福祉基金の設置・運営
- 15 東山霊安殿の経営
- 16 市共同募金委員会事務局の事務
- 17 共同募金配分金による事業の実施及び助成

地域福祉推進部

- 1 区社会福祉協議会及び小地域の福祉活動の援助
- 2 地域福祉部会委員会の運営
- 3 いきいき支援センター（地域包括支援センター）の経営
- 4 ボランティアセンター事業
- 5 福祉基金による事業の実施及び助成
- 6 総合社会福祉会館の各種事業（福祉相談・トレーニングルーム事業）
- 7 生活福祉資金貸付事業
- 8 なごやか地域福祉2015の推進及びなごやか地域福祉2020の策定
- 9 会員の入退会
- 10 社会福祉施設との連絡・調整
- 11 社会福祉施設部会委員会の運営
- 12 福祉サービス苦情相談センターの運営
- 13 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営
- 14 認知症相談支援センターの運営

権利擁護推進部

- 1 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターに関すること
- 2 名古屋市高齢者虐待相談センターに関すること
- 3 名古屋市障害者虐待相談センターに関すること
- 4 名古屋市障害者差別相談センターに関すること
- 5 名古屋市成年後見あんしんセンターに関すること
- 6 法人後見センターなごやかぼーとに関すること
- 7 名古屋市障害者雇用支援センターに関すること
- 8 その他障がい者・高齢者の権利擁護に関すること

(2) 在宅福祉事業本部 事務分掌**在宅福祉事業本部**

- 1 なごやかヘルプ事業
- 2 居宅介護支援事業
- 3 介護保険に係る要介護認定調査の受託
- 4 社会福祉研修センター事業に関すること
- 5 各区介護保険事業所に関すること
- 6 区社会福祉協議会が実施する通所介護事業に関すること
- 7 その他、介護保険に関すること

3 会員数（平成31年3月31日現在）

号	区 分	会員数
第1号	区社会福祉協議会	16
第2号	社会福祉関係事業者	1,283
第3号	民生委員、児童委員又はその代表	4,279
第4号	社会福祉に関係ある団体	23
第5号	社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体	22
第6号	社会福祉関係公務員	5
第7号	学識経験者	10
合 計		5,638

4 人員の状況**(1) 役員（理事）（令和元年6月1日現在）**

（単位：人）

区 分	役員数
常勤	3
非常勤	28
合計	31

(2) 職員数 (平成31年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	人 数
本会事務局・事業所	154
区社協事務局・事業所	762
市シルバー人材センター派遣	29
合 計	945

※職員数は一般職員、嘱託職員及び専門職員の実人数の合計。

※「本会事務局・事業所」には、苦情相談センターの職員及び名古屋市役所への職員派遣を含みます。

※「区社協事務局・事業所」には、本会が実施する介護保険事業及びいきいき支援センター事業の職員、児童館・福祉会館の職員を含みます。

(3) 区社協事務局職員配置数 (平成31年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂								
事務局長	1	1	1	1	1	1	1	1								
次長・センター長・館長	4	4	4	4	4	3	3	5								
ミドルマネジャー	1	1	1	1	1	1	1	1								
サブマネジャー	1				1	1	1	1								
主事・専門職員	6	38	4	31	9	45	7	34	6	39	4	29	4	36	6	44
地域福祉推進事業	3		2		4		3		3		2		2		2	
はつらつ		2		2		2		2		2		2		1		2
地域福祉コーディネート				1			1		1		1		1		1	
生活支援推進		1		1		1		1		1		1		1		1
いきいき支援C	1	10	1	11	4	25	2	12	1	11	1	10	1	10	2	19
介護保険		20		9		15		13		19		12		18		16
指定管理	2	5	1	7	1	2	2	5	2	5	1	3	1	5	2	5
合 計	51		41		60		47		52		39		46		58	

区 分	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白								
事務局長	1	1	1	1	1	1	1	1								
次長・センター長・館長	4	2	4	5	4	3	3	3								
ミドルマネジャー	1	1	1	1	1	1	1	1								
サブマネジャー	1		1	1	1											
主事・専門職員	5	33	5	33	7	34	7	37	6	38	7	36	6	30	5	31
地域福祉推進事業	2		3		3		3		3		4		4		3	
はつらつ		2		3		2		2		2		2		2		2
地域福祉コーディネート		1		1		1		1		1		1				
生活支援推進		1		1		1		1		1		1		1		1
いきいき支援C	1	10	2	13	2	10	2	10	1	12	2	15	1	11	1	10
介護保険		14		15		15		18		17		14		14		15
指定管理	2	5			2	5	2	5	2	5	1	3	1	2	1	3
合 計	45		42		48		52		51		48		41		41	

※主事・専門職員については、左側が主事、右側が専門職員。

※主事は、主任及び技術主事を含む。

5 専門職員の職種と勤務場所（平成31年4月1日現在）

No.	職種	勤務場所
1	レクリエーションワーカー	とだがわこどもランド
2	学務主任	高年大学鯉城学園
3	高年大学事務員	
4	陶芸実習指導員	高年大学鯉城学園（楽陶館）
5	楽陶館事務主任	
6	介護予防マネジャー	いきいき支援センター
7	地域包括ケアマネジャー	
8	総合相談マネジャー	
9	相談支援員	仕事・暮らし自立サポートセンター
10	就労支援員	
11	家計相談支援員	
12	就労支援推進員	
13	苦情相談員	福祉サービス苦情相談センター
14	生活相談員	障害者・高齢者権利擁護センター、成年後見あんしんセンター、法人後見センター、高齢者虐待相談センター、障害者虐待相談センター、障害者差別相談センター
15	就労生活支援員	障害者雇用支援センター
16	事業統括マネジャー	在宅福祉事業本部
17	保健師	
18	ミドルマネジャー	介護保険事業所
19	サービス提供責任者	
20	介護支援専門員	
21	生きがい活動支援員	区社協事務局
22	地域福祉推進スタッフ (高齢者はつらつ長寿推進事業担当)	
23	地域福祉推進スタッフ (地域福祉コーディネート担当)	
24	地域福祉推進スタッフ (生活支援推進担当)	
25	生活福祉資金相談員	
26	レクリエーションスタッフ	児童館
27	児童総合支援員	
28	生きがい支援スタッフ	福祉会館
29	健康支援スタッフ	
30	サブマネジャー	デイサービスセンター
31	ケアスタッフ	

6 財政状況

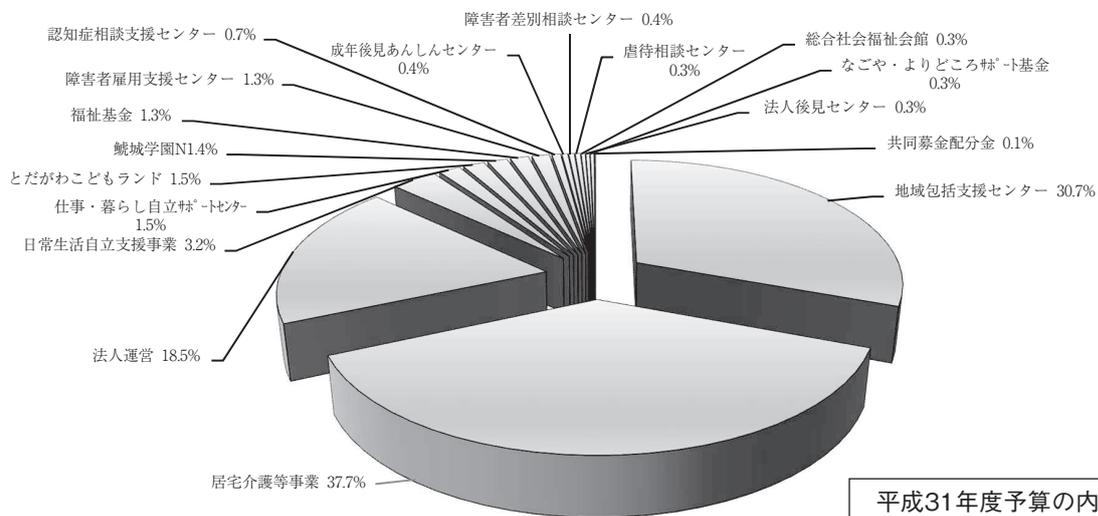
(1) 会計単位

本会の会計は、社会福祉事業区分に8つの拠点区分、公益事業区分に8つの拠点区分が設定されています。

※平成31年度より公益事業区分に仕事・暮らし自立サポートセンター拠点区分が加わり9拠点区分になりました。

(単位：千円)

会計名		平成31年度 当初予算額	平成30年度	
			当初予算額	決算額(支出)
社会福祉事業区分	法人運営	1,707,236	1,718,008	1,773,896
	共同募金配分金	7,281	7,340	7,663
	補助 日常生活自立支援事業	299,287	291,841	275,309
	指定 とだがわこどもランド	142,126	140,350	135,269
	福祉基金	120,636	121,302	100,283
	なごや・よりどころサポート基金	24,628	18,896	15,946
	障自・補助 障害者雇用支援センター	116,521	102,768	81,430
	介報 居宅介護等事業	3,472,457	3,691,027	2,529,291
	小計 ①	5,890,172	6,091,532	4,919,087
公益事業区分	委託 地域包括支援センター	2,825,808	2,814,012	2,720,658
	委託 認知症相談支援センター	56,838	46,623	41,657
	委託 仕事・暮らし自立サポートセンター	143,846	-	-
	委託 成年後見あんしんセンター	38,434	38,434	34,817
	法人後見センター	24,897	34,933	23,717
	委託 虐待相談センター	33,722	30,233	29,929
	委託 障害者差別相談センター	35,758	35,758	34,036
	指定 鯉城学園	130,606	130,606	133,039
	指定 総合社会福祉会館	25,702	25,432	29,308
	小計 ②	3,315,611	3,149,996	3,047,161
合計 ①+②		9,205,783	9,241,528	7,966,248



(2) 収入・支出内訳 (各会計合計)

① 収入

本会の財源は、会費・寄附金・介護保険収入・雑収入などの自主財源、共同募金配分金、補助金・受託金などから構成されています。

(単位：千円)

科 目	平成31年度		平成30年度	
	予算額	構成比	予算額	決算額
会費収入	29,180	0.32	29,079	28,004
分担金収入	422	0.01	422	422
寄附金収入	35,200	0.38	31,200	21,558
経常経費補助金収入	1,183,909	12.86	1,176,083	1,153,344
受託金収入	2,612,919	28.38	2,549,869	2,440,231
貸付事業収入	0	0	0	1,500
事業収入	123,026	1.33	123,588	112,289
負担金収入	53,314	0.58	51,281	63,516
介護保険事業収入	2,998,579	32.57	3,166,067	3,038,254
児童福祉事業収入	43,090	0.47	45,077	38,760
就労支援事業収入	171	0.01	110	182
障害福祉サービス等事業収入	631,012	6.85	617,779	612,875
受取利息配当金収入	65,952	0.71	69,816	76,334
その他の収入	4,697	0.05	5,683	17,848
長期貸付金回収収入	900	0.01	3,600	0
基金積立資産取崩収入	103,038	1.12	124,364	274,539
積立資産取崩収入	93,500	1.02	57,500	86,110
事業区分間繰入金収入	58,109	0.63	61,257	※
拠点区分間繰入金収入	30,520	0.33	31,042	※
サービス区分間繰入金収入	8,751	0.09	7,614	※
その他の活動による収入	100	0.01	100	34
前期末支払資金残高	1,129,394	12.27	1,089,997	1,571,990
合 計	9,205,783	100.00	9,241,528	9,537,790

※・・・内部取引消去

② 支出

大別すると、人件費、事業費、助成金、事務費等から構成されています。

(単位：千円)

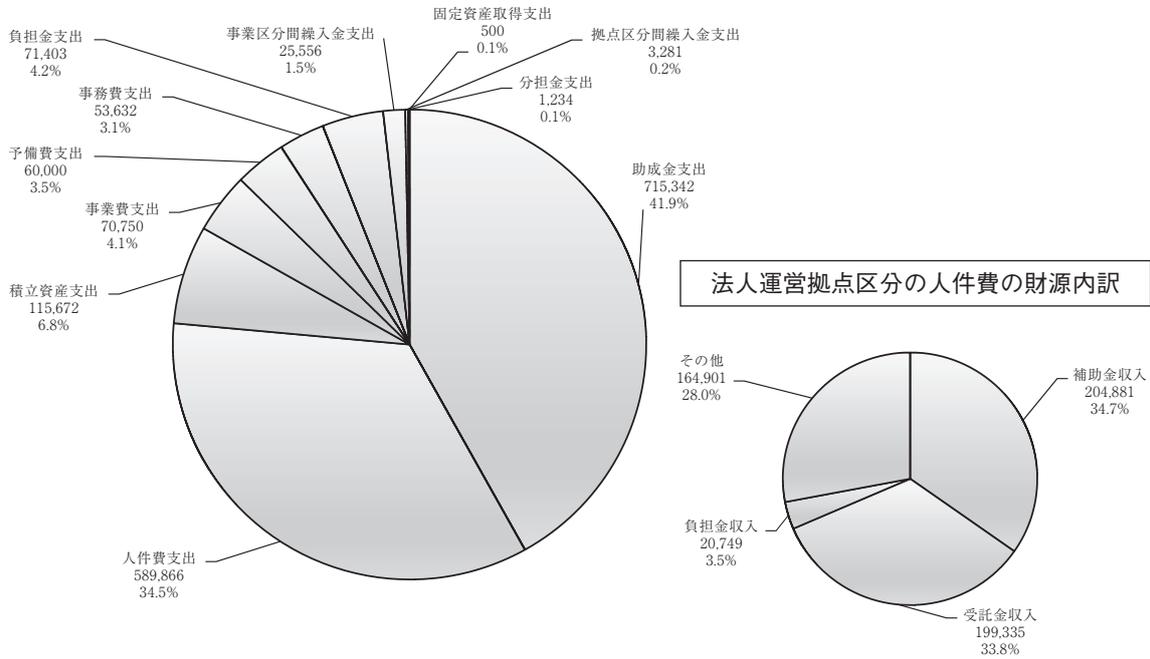
科 目	平成31年度		平成30年度	
	予算額	構成比	予算額	決算額
人件費支出	5,181,451	56.28	5,193,166	5,193,299
事業費支出	1,067,077	11.59	1,055,869	1,078,687
事務費支出	440,342	4.78	429,184	382,840
就労支援事業支出	171	0.01	110	182
分担金支出	1,284	0.01	1,284	1,248
助成金支出	809,671	8.80	817,110	793,551
負担金支出	73,663	0.80	23,765	81,183
流動資産評価損等による資金減少額	500	0.01	500	302
固定資産取得支出	6,450	0.07	6,959	19,156
ファイナンス・リース債務の返済支出	40,594	0.44	29,347	30,728
長期貸付金支出	1,500	0.02	7,200	600
基金積立資産支出	45,000	0.49	41,000	26,455
積立資産支出	203,090	2.21	190,514	357,963
事業区分間繰入金支出	52,789	0.57	47,088	※
拠点区分間繰入金支出	30,520	0.33	31,046	※
サービス区分間繰入金支出	8,751	0.09	7,614	※
その他の活動による支出	3,613	0.04	1,683	54
予備費	1,239,317	13.46	1,358,089	0
合 計	9,205,783	100.00	9,241,528	7,966,248

※・・・内部取引消去

(3) 主な事項の財源内訳 (平成31年度予算)

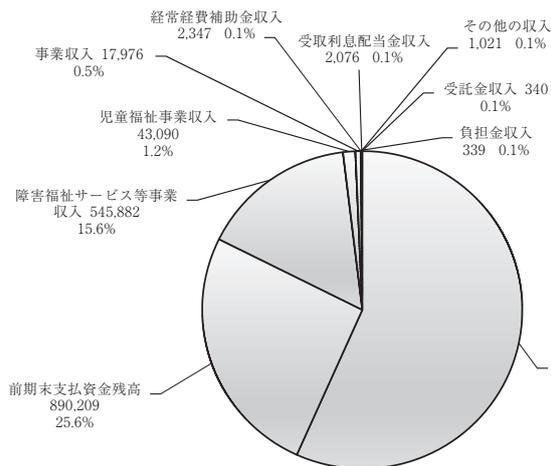
① 法人運営拠点区分における支出内訳及び人件費の財源内訳

法人運営拠点区分の支出内訳及び人件費の財源内訳 (単位：千円)

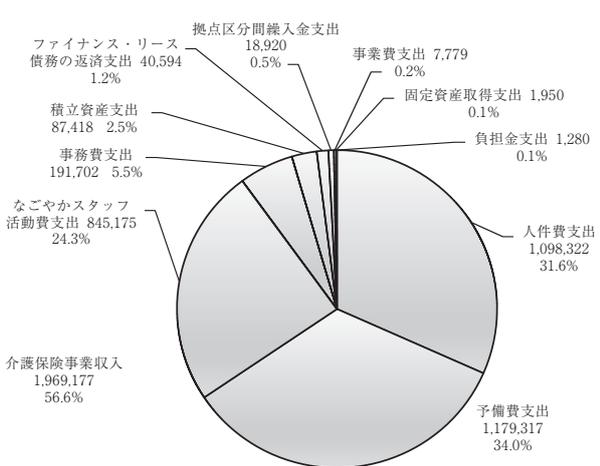


② 居宅介護等拠点区分における収支内訳

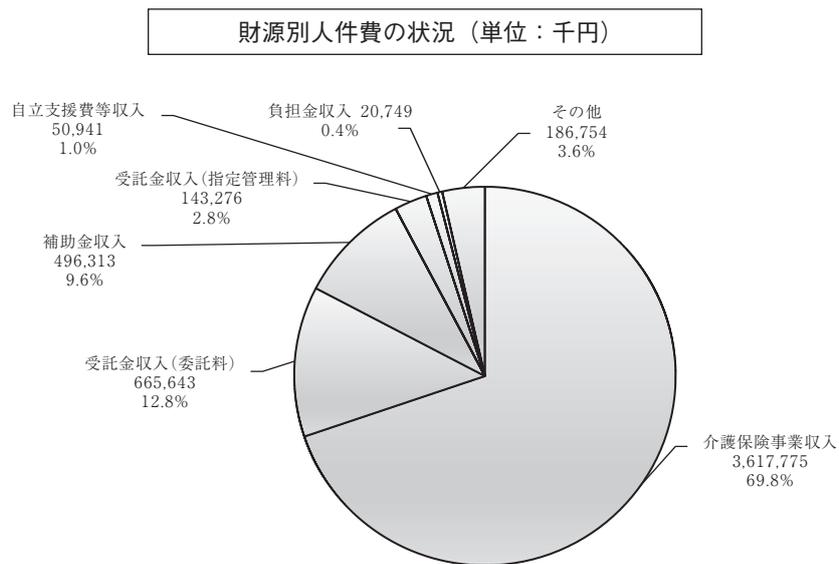
居宅介護等事業 収入内訳 (単位：千円)



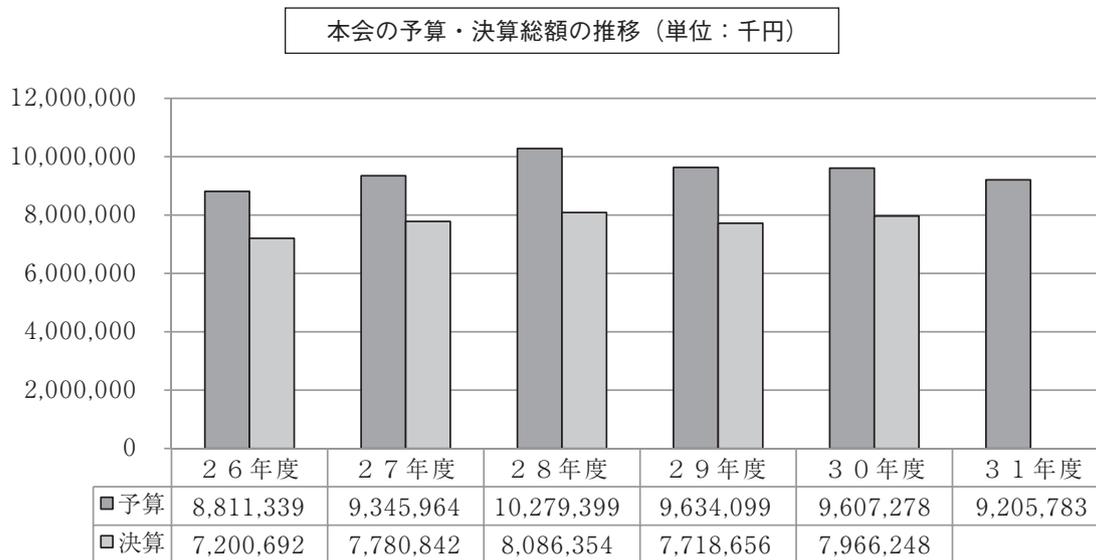
居宅介護等事業 支出内訳 (単位：千円)



③法人全体の財源別人件費の状況



4 予算・決算額の推移 ※予算は補正後の予算額、決算は支出額



本会の「職員信条」及び「私たちの使命」

名古屋市社会福祉協議会「職員信条」

私たちは、大人も子どもも、高齢者も障がいのある人もない人も誰もが地域の中で役割を持ち、お互いに尊重し、支え合える人間関係豊かなまちづくりを市民と共にすすめ、住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる名古屋市を目指します。

私たちは、常に次のことを心がけて行動し、社会福祉協議会職員としての務めを果たします

- 一 私たちは、市民からの相談に相手の立場で親切・丁寧に対応し、サービスを提供する時は、その人らしい生活を応援するよう心がけます
- 一 私たちは、市民が地域の課題を自分のこととして受け止め、自らが参加して課題を解決する地域社会実現に貢献できるよう心がけます
- 一 私たちは、地域の課題を常に意識し、関係機関・団体と連携・協働して総合的に課題を解決するよう心がけます
- 一 私たちは、社会規範を守り、公正で効果的な事業の実施に努め、市民の信頼を得るよう心がけます

～私たちの使命～

なごやかヘルプ事業・居宅介護支援事業・通所介護事業がめざすもの

私たちは、名古屋市内にお住まいで、日常生活において、介護を必要としている方を支援するだけでなく、ご家族の方への対応も含め、お客様がその人らしい自立した生活がおくれるよう支援します。

私たちは、より多くの方の「あなたらしさを応援」する事を最優先に考えた質の高い介護サービスを安定して提供します。

私たちは、介護保険制度が始まる前からホームヘルプ事業を実施しているパイオニア事業所としての豊富な経験を生かし、地域に密着した職員などが、地域の関係者や団体と連携し、多様なニーズに対応します。

私たちは、お客様の生活を支援する事で、発見できる様々な課題をキャッチし、その課題を解決するための取り組みをすることで、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち名古屋」を目指します。

お客様の喜びを私たちの喜びと感じ、自己の成長に努め、その喜びを地域に広がります。

**名古屋市社会福祉協議会
第3次経営戦略計画**

令和2年3月

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号

名古屋市総合社会福祉会館5階

電話 (052) 911-3192 FAX (052) 913-8553

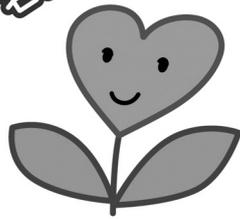
E-mail : nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp

URL : <http://www.nagoya-shakyo.jp/>

発行部数 : 1,500部

福祉基金にご協力ください!

名古屋市福祉基金



社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会